

京都 CSR 推進協議会賛助会員規程

(目的)

第1条 本規程は、京都 CSR 推進協議会（以下、協議会という。）の賛助会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 協議会の目的と事業に賛同して財政的に支援しようとする個人又は団体は、賛助会員として入会することができる。

2 賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出することにより、入会することができる。

3 反社会的勢力に関与する個人又は団体は入会することができない。

(退会)

第3条 賛助会員は、所定の退会届を事務局に提出することにより任意に退会することができる。

(会費)

第4条 賛助会員の会費は、年額1口6,000円とし、個人である賛助会員は1口以上、団体である賛助会員は2口以上とする。

2 賛助会員は、年度初めに会費年額を納入しなければならない。入会初年度については、入会月から年度末までの月割額とする。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、総会の決議による。

2 第4条に規定する会費の額については、前項の規定にかかわらず、理事会の決議により改定することができる。

3 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2011年4月22日から施行する。

2 この規程は、2016年6月22日から改正施行する。